

新	旧
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<u>1</u> ～ <u>16</u> (略)	<u>第 1 条</u> ～ <u>第 16 条</u> (略)
<u>17</u> サービスの解約	<u>第 17 条</u> サービスの解約
<u>(1)</u> (略)	<u>1</u> (略)
<u>(2)</u> 当組合からの解約	<u>2</u> 当組合からの解約
<u>a</u> 契約者に次の <u>(a) から (o)</u> の事由が <u>一</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。	契約者に次の <u>各号</u> の事由が <u>1</u> つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。
<u>(a) ～ (g)</u> (略)	<u>(1) ～ (7)</u> (略)
(削 除)	<u>(8) 当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき</u>
<u>(h) ～ (i)</u> (略)	<u>(9) ～ (10)</u> (略)
<u>(j)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>いずれか</u> に該当する行為をした場合	<u>(11)</u> 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の <u>各号</u> に該当する行為をした場合
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)
<u>⑥</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為	<u>(12)</u> 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認め <u>たと</u> <u>き</u>
<u>(k) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(l) 契約者が当組合に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(m) 契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合</u>	(新 設)
<u>(n) 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に</u>	(新 設)

新	旧
<u>対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合</u> <u>(o)</u> その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。	<u>(13)</u> その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき <u>当組合は、本サービスの利用として不適當であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u>
b <u>当組合は、本サービスの利用として不適當であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</u>	(新 設)
<u>18～25</u> (略)	<u>第 18 条～第 25 条</u> (略)
第 2 章 基本サービス	第 2 章 基本サービス
<u>26</u> 総合振込・口座振込の事務委託	<u>第 26 条</u> 総合振込・口座振込の事務委託
<u>(1)</u> (略)	<u>1</u> (略)
<u>(2) 当組合は口座振込結果について、振込日当日の当組合所定の時刻から照会できるようにいたします。</u>	<u>2 口座振込にかかる振込結果について</u> <u>当組合は口座振込結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。</u>
(削 除)	<u>(1) 申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻</u>
(削 除)	<u>(2) 申しいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻</u>
<u>27</u> (略)	<u>第 27 条</u> (略)
<u>28</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通	<u>第 28 条</u> 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通
<u>(1)～(6)</u> (略)	<u>1～6</u> (略)
<u>(7) 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>きます</u>。）</u>	<u>7 依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除<u>く</u>。）</u>
a (略)	<u>(1)</u> (略)
b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。	<u>(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。<u>また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、</u></u>

新	旧
(a) ～ (c) (略) c (略) 29 口座振替の事務委託 (1) ～ (2) (略) (3) 口座振替依頼書の受理等 (削除) a 契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。 b ～ c (略) (4) ～ (11) (略) 30 ～ 31 (略) 第 3 章 通知サービス 32 通知対象口座 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 33 ～ 34 (略) 以上	<u>あらかじめご了承ください。</u> <u>① ～ ③</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>第 29 条</u> <u>1 ～ 2</u> (略) <u>3</u> 口座振替依頼書の受理等 <u>(1) 当組合の取扱店は、貯金者から貯金口座振替の依頼を受けた時は、貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾した時は申込書を契約者に送付します（その他の貯金口座振替依頼受付サービスでも可）。</u> <u>(2) 契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、契約者に返戻するものとします。</u> <u>(3) ～ (4)</u> (略) <u>4 ～ 11</u> (略) <u>第 30 条 ～ 第 31 条</u> (略) 第 3 章 通知サービス <u>第 32 条</u> 通知対象口座 契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。 <u>第 33 条 ～ 第 34 条</u> (略) 以上

付 則

この規定の改正は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。